

令和8（2026）年度 教育実習の申し込みについて

兵庫県立西はりま特別支援学校

1 実習時期および期間

令和8（2026）年度教育実習は、本校が定める時期（前期 5 月下旬～6 月下旬、後期 11 月上旬～12 月上旬）のうち、10 日間を原則とする。

2 受け入れ条件

以下のすべてに該当していること

- （1）特別支援学校の教職に携わることを切に希望する者とする。
- （2）基礎免許が小学校、中学校、高等学校の教員免許を取得または取得見込みの者
※幼稚園教諭免許のみの者は本校での実習は受けられません。幼稚部設置の特別支援学校で実習を受けて下さい。
- （3）本校の通学区域（たつの市、佐用町、太子町、相生市矢野川中学校区、上郡町、宍粟市）に在住する者、帰省先がある者、または本校の通学区域内にある大学に在籍する者、勤務する者とする。
- （4）令和8（2026）年度に教育実習にかかる教員免許状を取得見込みがある者とする。
- （5）事前オリエンテーション（2 時間程度、実習開始の 2 週間以内の平日実施）に参加できる者とする。

3 受け入れ人数

- （1）受け入れ人数は、前後期合計 8 名を原則とする。
- （2）定員になり次第締め切りとするが、その後の希望に対しては別途協議する。
- （3）前期後期の希望は、別途協議する。
- （4）各年度受け入れ数は前後期合わせて 1 大学 2 名までとする。ただし、前年 6 月末時点の申し込み数が受け入れ人数に達しない場合は別途協議する。

4 実習科目・教科

特別支援学校教諭の免許取得のための実習とする。

5 申し込み ※令和8（2026）年度教育実習、受付しています。

- （1）事前に、大学の教育実習担当課を通じ、その旨を本校教務部長に電話で連絡する。
- （2）申込期間中（実習希望年度の前年度）に、本校ホームページからダウンロードした教育実習申込書[様式 1][様式 2]に必要事項を記入して本校教頭に提出する。（郵送可。個人での申し込みは受け付けない。）
- （3）実習受け入れは、必要書類一式（教育実習申込書（1）及び教育実習申込書（2））の受付順とする。
- （4）申込書類の受け取りをもって受け入れの仮決定とし、承諾書類の提出（翌年 3 月以降）により正式決定とする。